

第2次財政健全化計画

(平成25年度から平成27年度まで)

平成24年12月

宮城県美里町

目 次

1 はじめに	1
2 これまでの経過	2
3 今後の財政推計	6
4 財政指標の目標値設定	9
5 健全化に向けた行動指針	10
6 おわりに	14

巻末資料

財政用語の解説	15
財政推計の方法	19
財政推計表	21

1 はじめに

(1) 策定の背景

本町ではこれまでも、平成19年6月に向こう5年間の財政健全化計画(以下「第1次財政健全化計画」という。)を策定して、自立的で健全な財政運営の確保に努めてきました。この期間、未曾有の大惨事となった東日本大震災により本町も甚大な被害を受け、町の行財政運営は一時的に停止せざるをえない緊急事態となりました。

今後、本町は、平成27年12月をもって合併から10年を経過いたします。合併市町村に対する国の財政上の特例措置が10年間で終了することから、本町の財政運営は平成27年度末を境に一つの転換期を迎えることとなります。特に地方交付税については、合併の特例措置による交付加算分が平成28年度から5年間で段階的に削減され、削減が終了する平成33年度には現行の交付額から約6億円の減少になると見込まれています。

このように、平成28年度以降には主たる歳入財源が圧縮され、町の財政運営は一層厳しいものとなります。今後10年間の財政推計から、町の厳しい財政状況に対する認識を全職員が強く持つと同時に、達成すべき財政目標を定めて、その目標達成に向けて組織一丸となって財政健全化に努めていかなければなりません。その財政努力の行動指針として、第1次財政健全化計画に続く「第2次財政健全化計画」を策定することといたします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間を平成25年度から平成27年度までの3年間とします。最終年度の平成27年度には合併による財政上の特例措置が終了すること、また、現行の美里町総合計画が終了することからも、平成27年度をもって町の行財政運営の一つの区切りとします。

このように本計画は3年間の短期計画であります。しかし、行財政環境の転換期を目前にしたこの3年間は、その後の平成28年度以降を見通した上でたいへん重要な期間となります。

(3) 計画の公表、計画の見直し

取組状況については毎年度終了後、速やかに、その結果概要を町の広報紙やホームページで公表します。また、財政推計についても、変化する社会情勢を反映しながら、毎年度内容を見直していくものといたします。

2 これまでの経過

(1) 歳入歳出総額の推移(普通会計)

歳入歳出の規模については、平成21年度以降の経済対策事業や東日本大震災の影響から100億円を超えました。平成22年度と平成23年度の翌年度への繰越事業費についても大幅な増加となりました。また、懸念された東日本大震災の復旧・復興の経費については、国の財政措置によって現在までのところ、町の財政運営に大きな負担はなく、復旧・復興の関連事業はこれまで順調に遂行されています。

歳入については、町税は伸び悩んでいます。地方交付税や国庫補助金等の伸びにより、当初に計画した第1次財政健全化計画の計画値(454億6千6百万円)に対して5年間で86億6千2百万円の増額の541億2千8百万円となりました。歳出についても人件費を計画どおりに減額することができましたが、歳出総額で見れば、歳入と同様に第1次財政健全化計画の計画値(453億6千5百万円)に対して5年間で67億5千2百万円の増額の521億1千7百万円となりました。その結果、実質収支の5年間の累計では9億9千8百万円の黒字会計となりました。

国の経済対策等の外的要因が大きく作用しているものの、事務事業の改善や人件費の削減等による組織内の財政健全化に向けた取り組みの成果であったと評価されます。

歳入歳出決算の推移(普通会計)

(単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入	9,571,455	9,331,110	10,122,345	11,811,379	13,292,032
歳出	9,433,043	9,121,013	9,856,092	11,326,181	12,381,230
形式収支	138,412	210,097	266,253	485,198	910,802
翌年度に繰り越すべき財源	5,513	62,224	67,876	190,293	686,051
実質収支	132,899	147,873	198,377	294,905	224,751

)決算統計資料の数値を使用しています。普通会計は一般会計と土地開発事業特別会計(平成22年度まで)です。

(2) 町税の収入額及び収納率の推移

過去5年間の町税の収入額及び収納率の推移は下表のとおりです。平成19年度と平成23年度の収入額を比較すると1億6千2百万円の減少となりました。平成20年度に一時的に増加しましたが、その後減少に転じて平成21年度以降は減少傾向が続いています。

収納率については、平成19年度の88.3%から平成23年度の90.1%と、第1次財政健全化計画で設定した目標値(91.0%)までには達しなかったものの、この5年間で1.8ポイント上昇しています。平成19年度から徴収対策課を設置して、町税の収納率向上対策に強化して取り組んできた成果であると評価されます。

町税の収入額及び収納率の推移

(単位:千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入額	2,500,506	2,544,911	2,494,782	2,381,346	2,337,737
うち町民税	1,014,395	1,024,042	1,006,739	904,609	845,311
うち固定資産税	1,175,764	1,214,600	1,188,514	1,169,863	1,157,061
収納率	88.3	88.4	88.6	88.9	90.1

)上表の町税収納率は現年度分と過年度分の合計額に対する収納率です。第1次財政健全化計画目標値・・・収納率91%以上

(3) 地方交付税及び臨時財政対策債の推移

普通交付税については、合併の特例措置による交付額の加算や合併特例債等の償還額の交付税措置によって、平成19年度以降は増加傾向を示しています。その結果、平成23年度には、平成19年度と比べて9億2千3百万円の増加となりました。

また、平成23年度には、東日本大震災の復旧財源として震災復興特別交付税1億7百万円が交付されています。

地方交付税の代替措置としての臨時財政対策債の発行額については、平成19年度と比較して平成23年度には1億7千6百万円の増加となりました。

地方交付税の推移

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
普通交付税額	3,056,722	3,231,582	3,392,167	3,729,358	3,980,617
特別交付税額	401,580	357,814	257,785	287,710	472,428
震災復興特別交付税					1,207,165
計	3,458,302	3,589,396	3,649,952	4,017,068	5,660,210

臨時財政対策債の推移

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
臨時財政対策債	338,000	317,000	492,000	657,000	514,000

地方交付税及び臨時財政対策債の計

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計	3,796,302	3,906,396	4,141,952	4,674,068	6,174,210

参考：臨時財政対策債とは、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資不足分の一部を臨時財政対策債として地方自治体に借入れさせる地方債の一種です。償還に要する費用の全額は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみることができます。

(4) 義務的経費及び投資的経費の推移

義務的経費は、平成18年度以降増加傾向にあります。人件費は減少していますが、扶助費と公債費が増加しています。扶助費については平成22年度の子ども手当の創設と平成23年度の災害救助に要する経費等が増加の要因となっています。

また、投資的経費では、平成22年度に突出していますが、これは大崎東部土地開発公社の解散に伴う清算金の支払いと国営かんがい排水事業負担金の支払いの二つが同年度に重なったことが大きな要因となっています。

義務的経費及び投資的経費の推移(普通会計)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
義務的経費	3,999,530	3,964,307	3,964,691	4,124,495	4,691,111
人件費	2,211,281	2,097,800	2,054,136	1,969,707	1,962,422
扶助費	553,764	571,306	583,538	867,651	1,125,442
公債費	1,234,485	1,295,201	1,327,017	1,287,137	1,603,247
投資的経費	1,548,215	1,200,124	1,362,862	2,970,014	1,011,175

) 普通会計とは一般会計と土地開発事業特別会計(平成22年度まで)です。

(5) 基金の推移

基金残高の総額は、平成19年度末の18億8千3百万円に対して、平成23年度末で27億百万円となり大幅に増加しました。

財政調整基金の残高は、平成20年度に5億円を割り込むまで減少しましたが、平成23年度末には12億2千万円まで積み増すことができました。平成21年度以降には財政調整基金の取崩しは行っていません。

財政調整基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立額	121,331	71,295	80,741	173,237	475,373
取崩額	108,134	195,692	0	0	0
年度末現在高	616,412	492,015	572,756	745,993	1,221,366

減債基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立額	30,514	668	453	68,712	112
取崩額	0	0	0	0	0
年度末現在高	201,646	202,314	202,767	271,479	271,591

その他特定目的基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立額	22,541	28,537	62,670	157,025	272,022
取崩額	128,607	115,191	54,141	36,945	171,458
年度末現在高	1,065,816	979,162	987,691	1,107,771	1,208,335

基金合計

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立額	174,386	100,500	143,864	398,974	747,507
取崩額	236,741	310,883	54,141	36,945	171,458
年度末現在高	1,883,874	1,673,491	1,763,214	2,125,243	2,701,292

) 出納整理期間があるものとして整理しています。

(6) 地方債残高の推移

地方債残高は、交付税の代替措置としての臨時財政対策債の借入れ及び元利償還金の7割が基準財政需要額に算入される合併特例債の借入れが増えたために増加傾向が続いていました。しかし、平成23年度には償還額が借入額を上回って、減少に転じています。

地方債残高の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般公共事業債	885,282	876,087	844,044	779,513	685,889
一般単独事業債	4,842,988	5,046,695	5,164,373	6,886,752	6,292,884
うち合併特例事業債	2,455,400	3,079,440	3,579,380	4,989,803	4,748,507
臨時財政対策債	2,890,939	3,104,492	3,470,582	3,979,701	4,325,902
その他地方債	3,996,110	3,574,506	3,176,378	2,812,121	2,637,483
合計	12,615,319	12,601,780	12,655,377	14,458,087	13,942,158

(7) 経常収支比率の推移（普通会計）

経常収支比率については平成19年度をピークにその後は下降傾向でした。しかし、平成23年度には89.7%と急激に上昇しました。これは、経常的支出の一つである公債費が急増したことが要因となっています。

これまでも人件費等の経常的支出を削減するなど、経常収支比率の上昇の抑制に取り組んできました。しかし、今後はその中でも公債費の抑制がその重要な対策とされます。

経常収支比率の推移

(単位：%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収支比率	92.0	90.8	88.3	83.6	89.7
人件費	31.4	29.6	28.1	25.5	25.4
公債費	18.3	18.1	18.3	17.3	21.7
物件費	9.3	9.9	9.0	8.8	10.0
繰出金	16.2	15.9	16.3	14.7	14.3
補助費等	10.8	11.0	10.9	11.4	12.6
扶助費その他	6.0	6.3	5.7	5.9	5.7

参考：経常収支比率の健全化の目安は次のとおりです。

健全エリア・・・75%未満 準警戒エリア・・・75%以上80%未満

警戒エリア・・・80%以上90%未満 危険エリア・・・90%以上

第1次財政健全化計画目標値・・・90%以下

(8) 起債制限比率、実質公債費比率、将来負担比率、公債費比率の推移

起債制限比率は、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものが占める割合で、過去3年間の平均値から算定されます。本町では、平成19年度以降の各年度とも10%未満で推移しています。

実質公債費比率は、地方債の発行が許可制から協議制へ移行するに伴って、平成18年度から導入された財政指標です。毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものが占める割合で、過去3年間の平均値で示します。18%以上になると、地方債発行の際には県知事の許可が必要とされてきます。本町では、平成23年度に15.2%とおおむね適正な数値となりました。

将来負担比率は、将来負担額（地方債の現在高と債務負担行為支出予定額の合計額）を標準財政規模で除して算出するもので、将来に抱える債務状況を示す指標です。計算式の分子になる将来負担額を減少させ、分母になる標準財政規模を拡張させることによって将来負担比率を引き下げることができます。本町の将来負担比率は、国が危険エリアとする基準値（350%以上）から大幅に下回っています。将来負担比率の上昇は財政の硬直化を招く大きな要因となりますので、今後とも十分に注意していかなければなりません。

公債費比率は、地方債の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、過去3年間の平均値で示します。公債費比率も経常収支比率と同様に、財政の硬直化を測る目安となります。15%を超えると黄信号の要注意、20%を超えると赤信号の危険な状態となります。本町では、平成19年度以降の各年度とも15%未満で推移しています。

起債制限比率、実質公債費比率、将来負担比率、公債費比率の推移

(単位：%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
起債制限比率	9.5	9.8	9.9	9.2	9.3
実質公債費比率	16.5	17.1	17.1	15.9	15.2
将来負担比率	128.5	147.9	126.0	125.6	89.3
公債費比率	13.5	13.0	12.0	10.2	12.5

参考：4指標の健全化の目安は次のとおりです。

	健全エリア	準警戒エリア	警戒エリア	危険エリア	第1次財政健全化計画目標値
起債制限比率	10%未満	10%以上13%未満	13%以上15%未満	15%以上	10%未満
実質公債費比率	18%未満	18%以上25%未満		25%以上	18%未満
将来負担比率	350%以上は、財政的に危険な状態				200%以下
公債費比率	15%を超えると財政運営に要注意。20%を超えると危険な状態				

3 今後の財政推計（基準推計値）

本計画は平成27年度までの短期間の計画です。しかし、短期間の計画であっても将来にわたっての長期的展望の下に検討していかなければなりません。よって、平成24年度から平成33年度までの今後10年間にわたっての財政状況を推計するものいたします。

平成24年度から平成33年度までの財政運営について、これまでの傾向と現段階における計画等から次のように推計されました。（推計方法と推計表は巻末資料を参照）

歳 入

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町 税	2,312,513	2,288,182	2,249,227	2,208,557	2,166,666
譲与税・交付金	450,024	446,396	440,934	435,745	430,815
地方交付税	4,237,131	4,195,169	4,103,865	4,116,580	4,132,506
使用料・手数料	178,054	178,622	179,700	179,053	178,212
国県支出金	2,956,317	1,009,162	1,336,628	1,314,545	992,821
繰入金	424,211	551,076	164,628	158,833	63,732
地方債	1,732,800	1,105,600	1,038,600	1,278,900	590,700
その他歳入	986,803	161,015	161,469	161,658	161,658
歳入合計	13,277,853	9,935,222	9,675,051	9,853,871	8,717,110

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
町 税	2,128,542	2,090,325	2,052,674	2,016,341	1,978,412
譲与税・交付金	426,132	421,683	417,456	413,441	409,626
地方交付税	4,066,809	3,987,081	3,892,829	3,751,848	3,669,231
使用料・手数料	182,453	191,486	193,839	199,088	200,575
国県支出金	1,506,122	1,172,708	1,241,989	918,700	1,048,089
繰入金	43,732	41,589	38,332	35,150	25,332
地方債	1,084,600	790,800	861,500	532,300	657,600
その他歳入	175,842	190,174	195,287	200,703	207,405
歳入合計	9,614,232	8,885,846	8,893,906	8,067,571	8,196,270

歳 出

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義務的経費	4,385,939	4,405,510	4,307,644	4,222,787	4,201,090
人件費	1,901,925	1,846,727	1,853,551	1,829,629	1,782,963
扶助費	894,610	944,051	952,383	947,111	933,321
公債費	1,589,404	1,614,732	1,501,710	1,446,047	1,484,806
投資的経費	3,010,276	945,950	777,603	989,025	274,371
物件費	1,976,222	1,370,802	1,375,548	1,375,048	1,370,548
繰出金	1,084,101	1,165,861	1,173,885	1,194,571	1,198,618
補助費等	1,558,079	1,552,019	1,547,351	1,564,698	1,517,655
その他歳出	1,253,236	495,527	490,047	487,569	231,351
歳出合計	13,267,853	9,935,669	9,672,078	9,833,698	8,793,633

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
義務的経費	4,184,324	4,091,905	4,045,283	3,935,556	3,855,302
人件費	1,760,705	1,714,947	1,678,589	1,646,931	1,634,073
扶助費	929,691	924,264	922,291	918,022	915,485
公債費	1,493,928	1,452,694	1,444,403	1,370,603	1,305,744
投資的経費	1,280,613	617,265	743,374	103,398	366,104
物件費	1,370,548	1,370,548	1,370,548	1,367,366	1,357,548
繰出金	1,176,849	1,228,592	1,227,573	1,233,847	1,215,672
補助費等	1,508,699	1,504,859	1,503,192	1,503,192	1,503,192
その他歳出	232,695	235,135	236,829	238,555	238,233
歳出合計	9,753,728	9,048,304	9,126,799	8,381,914	8,536,051

歳入歳出差引額 (歳入 歳出)

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入歳出差引額	10,000	△447	2,973	20,173	△76,523

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
歳入歳出差引額	△139,496	△162,458	△232,893	△314,343	△339,781

歳入においては、平成28年度以降減少傾向が年々強まり、平成32年度には約80億円までに縮小されます。町税、地方譲与税・交付金、地方交付税、町債の減少が大きく影響しています。特に、地方交付税の減少は、合併特例による交付加算分が平成28年度から平成32年度まで段階的に削減されることによるもので、町債についても同様に、合併の特例措置である合併特例債が平成27年度で終了することによるものです。

歳出においても、平成28年度以降に減少傾向を続けます。しかし、歳出の縮小幅が歳入の縮小幅までには及ばない状況となっています。

歳入歳出差引額の推計を見ると、年度間で多少の差は見られますが、平成27年度までの歳入歳出については概ね同額となります。しかし、平成28年度以降については、このまま推移していけば、毎年度1～3億円の規模で歳入不足が見込まれます。いずれにおいても、平成28年度以降には、緊縮財政を招くことが避けられません。

地方債残高

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般公共事業債	610,824	610,878	637,221	616,114	575,234
一般単独事業債	6,362,192	5,987,373	5,626,221	5,286,678	4,627,102
うち合併特例事業債	5,135,081	5,069,148	4,956,646	4,806,932	4,316,740
臨時財政対策債	4,637,350	4,941,875	5,203,766	5,440,635	5,655,353
その他地方債	2,692,787	2,466,793	2,284,163	2,445,265	2,241,914
合計	14,303,153	14,006,919	13,751,371	13,788,692	13,099,603

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
一般公共事業債	521,132	475,322	422,876	377,906	337,617
一般単独事業債	3,966,309	3,367,224	2,793,194	2,311,166	1,944,694
うち合併特例事業債	3,796,410	3,250,664	2,717,434	2,270,600	1,913,212
臨時財政対策債	5,840,368	5,993,636	6,112,398	6,189,823	6,228,373
その他地方債	2,558,508	2,580,600	2,693,183	2,486,876	2,381,405
合計	12,886,317	12,416,782	12,021,651	11,365,771	10,892,089

一般会計における臨時財政対策債は、国の制度改革に伴う地方の財源補てんとして借入れしているものであり、今後も借入れを避けられないことから、増加傾向が続きます。

地方債残高の合計については、このまま推移すれば平成24年度末の143億3百万円がピークとなり、その後は減少していきます。平成27年度末に137億8千8百万円、平成33年度末には108億9千2百万円まで減少するものと推計しています。

基金の年度末現在高

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財政調整基金	1,254,618	1,254,618	1,254,618	1,254,618	1,254,618
減債基金	271,635	271,635	271,635	271,635	271,635
合併振興基金	578,347	790,647	1,002,947	1,215,247	1,215,247
その他特定目的基金	1,203,865	676,348	528,099	381,554	332,189
合計	3,308,465	2,993,248	3,057,299	3,123,054	3,073,689

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
財政調整基金	1,254,618	1,254,618	1,254,618	1,254,618	1,254,618
減債基金	271,635	271,635	271,635	271,635	271,635
合併振興基金	1,215,247	1,215,247	1,215,247	1,215,247	1,215,247
その他特定目的基金	307,284	284,522	265,017	248,694	242,189
合計	3,048,784	3,026,022	3,006,517	2,990,194	2,983,689

特定目的基金については従前どおりにそれぞれの目的に応じた運用を行い、財政調整基金及び減債基金については緊急時の財源不足の対応とします。また、合併振興基金については、平成27年度までに基金上限額である12億1千5百万円まで積み立てて平成28年度以降に備えます。本町では、原則として各年度末における基金総額を30億円で維持していくものとします。

4 財政指標の目標値設定

3つの財政指標の目標値を次のとおり定めて、財政運営の健全化に向けて取り組んでいくこととします。

目標1 将来負担比率を85%以下にする

将来負担比率の算定根拠となる地方債残高と債務負担行為支出予定額の増加は、将来にわたっての町の財政運営の負担増をもたらします。最悪の場合には財政破綻の原因となりますので、普段から増加の抑制に努めていかなければなりません。

しかしながら、国の地方交付税財源を補てんする臨時財政対策債など、市町村にとって地方債の発行が避けられないものもあります。また、多額の費用を要する建設事業等を進めていく上で、費用負担を世代間で平準化する「負担の公平」という観点からも地方債は市町村にとって必要な財源です。こうしたことから、地方債の発行額と償還額のバランスをはかりながら将来負担比率を引き下げていくことが最も大事な要件とされています。

平成19年度に128.5%であった本町の将来負担比率は、平成23年度で89.3%と改善されました。今後も更なる改善に努めて、平成27年度までに将来負担比率を85%以下に引き下げていくことを目標とします。

目標2 実質公債費比率を15%以下にする

実質公債費比率とは、各年度の借金の償還に使うお金（公債費）が町の財政規模に対してどれくらいの比率を占めているのかを見るための指標です。当然、数値は低い方が財政運営においては健全的です。

今後、本町では、これまでに借入れた合併特例債等の償還が集中することから、公債費は増えていきます。併せて実質公債費比率も上昇することになります。しかし、償還計画に沿って確実に償還を進めると同時に、新たな地方債の借入れを極力抑え、単年度の元金ベースのプライマリー・バランスを確保しながら実質公債費比率を下げていかなければなりません。

平成19年度に16.5%であった本町の実質公債費比率は、平成23年度で15.2%と改善されました。今後も更なる改善に努めて、平成27年度までに実質公債費比率を15%以下に引き下げていくことを目標とします。

目標3 経常収支比率を85%以下にする

経常収支比率は財政運営における弾力性を測定する指標として使われ、数値が低いほど財政運営に弾力性があることを示しています。

国の政策や景気等にも左右されますが、町としては経常的収入を増やして義務的経費を減らすという、財政運営の基本的な取組みを堅実に実行していくことが求められます。町税などの経常的な自主財源を増やすこと、更には人件費、物件費、公債費などの義務的経費を減らすことです。そして、投資的な経費に充当できる財源をできるだけ多く生み出して、その貴重な財源を住民の生活・福祉の向上に有効に配分することです。

平成19年度に92.0%であった本町の経常収支比率は、平成23年度で89.7%と改善されました。今後も更なる改善に努めて、平成27年度までに経常収支比率を85%以下に引き下げていくことを目標とします。

5 健全化に向けた行動指針

(1) 具体的な取組み

前ページの4に掲げた目標を達成するためには、歳入確保と歳出削減の両面から、これまで以上の財政努力が求められてきます。そのために、次の項目に対して重点的に取り組み、将来に備えた改善を図ります。

(ア) 歳入の確保

財政運営の基本の1つは「安定した歳入の確保」です。町税をはじめとする自主財源の安定した確保に努めていかなければなりません。短期的な即効性だけを見るのではなく、将来に対する長期的な視野の中で安定した財源の確保を目指していくものとします。

そのために、平成27年度までの期間において、次の5点に対して重点的に取り組んでいくものとします。

町税の収納率の向上

自主財源の安定確保のために重要なことは、町税を確実に徴収することです。これまでも滞納者に対する徴収強化に取り組んできました。その結果、繰越未納者は減少していますが、一方では現年度分未納者が増えている状況です。

職員の研修強化から徴収技術を高めること、徴収対策に当たっては組織内の効果的な連携を図ること、現年度分未納者に対しても積極的に財産差押えを実行するなど、特に現年度分未納者の解消に向けて強化して取り組んでいくものとします。

また、これまでもコンビニエンスストアや口座振替納付を行ってきましたが、それに加えてクレジット収納を導入するなど、納税者の利便性をはかる納税環境の改善にも取り組んでいきます。

使用料等の確保及び見直し

町税と同様に水道料や町営住宅の家賃をはじめとする使用料・手数料の未納が問題とされています。町税の未納者対策と同様に徴収技術の向上と組織内の連携強化を進める一方では、悪質な未納者に対しては必要に応じて適宜、法的な強制措置を講じていかなければなりません。

また、使用料・手数料による収入を増やすためには、その利用者を増やさなければなりません。特にスポーツ施設と社会教育施設については東日本大震災の影響もあり近年利用者が減少していますが、スイミングセンターをはじめ利用者の拡大をはかるべき余地は十分残されています。よって、今後は施設の利用促進を重点的に進めて使用料収入を増やしていくものとします。

さらに、現在の手数料・負担金の金額が適正であるのかを見直し、必要なものについては改善していきます。

分譲団地の販売促進強化と人口増加対策

人口が増えることは町民税の増額を生みます。また、地方交付税の交付額の拡大にも反映してきます。人口増は歳入確保の特効薬と言っても過言ではありません。歳入を確保するためには人口の増加対策が有効な手段となります。

震災後の宅地不足によって住宅需要が高まり、近年では本町の小牛田駅東地区の分譲

団地の販売数が伸びています。本町の優良宅地の供給と沿岸地域住民の住宅需要をマッチさせて、今後も更に販売数を伸ばしていくための販売対策に強化して取り組みます。宅地の販売は町民税だけではなく、固定資産税と都市計画税の増額にもつながってきます。

企業立地の推進

積極的な企業誘致活動を実施して、新規企業の町内立地や既存企業の規模拡大を支援していきます。

企業を新たに誘致することは、雇用を拡大して住民の所得向上を図ると同時に町税の収入増にも大きく反映します。平成23年度には食品関連企業等4社と立地協定を締結することができましたが、この流れを断ち切ることなくさらに一層多くの企業を町内に誘致するよう、企業誘致に対しても強化して取り組むこととします。

町有地の活用及び売却

未利用の町有地について有効活用を図るとともに、利用予定のないものについては積極的に売却・賃貸を進めます。そのためには、町が所有している土地、森林、雑種地など今後利用予定のないものをリストアップ（台帳整理）して活用方法を明確にしていくことといたします。売却する町有地については購入希望者に広く知らせるなど有効な販売行動を積極的に行っていきます。

未利用の町有地を処分（売却）することは、売却代金による財産収入と合わせて、売却前の維持管理に要する費用が削減されることから、町の財政運営にとっては二重のプラス効果となります。

（イ）歳出の削減

財政運営のもう1つの基本となるのは「身の丈にあった歳出」です。平成32年度には町の歳入規模が80億円程度まで縮小されます。歳入に併せて歳出規模も縮小しなければなりません。歳入と同様に歳出においても、短期的な即効性だけを見るのではなく、将来に対する長期的な視野の中で歳出総枠の削減を目指していくものとします。

そのために、平成27年度までの期間において、次の5点に対して重点的に取り組んでいくものといたします。

人件費の抑制

平成23年度に策定した美里町第2次定員適正化計画に基づいて正規職員数の更なる減員を進めます。また、近年増加している非正規職員についても配置計画を作成して無計画な非正規職員の拡大防止を図ります。

また、積極的に外部委託（アウト・ソーシング）の導入を進めて職員数の抑制と経費の削減を図ります。更には量より質を目標に一人ひとりの能力を高めるため、職員研修と人事評価に積極的に取り組み、効率的な事務執行から歳出全体の経費削減につなげていきます。

事務事業の整理、縮小

前述したように財政運営の基本は身の丈にあった歳出の構成です。平成32年度には町の歳入規模が80億円程度まで縮小します。歳出もそれに併せた規模縮小を計画的に進めていかなければなりません。そのためには、政策評価の実践から将来に対する政策

課題と行政ニーズを定期的に見直して、限りある財源の有効配分を徹底して進めていきます。そして、重要度・優先度の低い事務事業の廃止と縮小を積極的に進めていきます。平成27年度までの3年間では、歳出総額の圧縮につながる事務事業の全体量の縮小に重点的に取り組むこととします。

補助費等の見直し

町が町内の団体・機関等に支出している補助金や負担金については、交付基準等を基にその有効性を検証して適正な交付と支出の削減に努めていきます。具体的な見直しの方法として、交付先の団体・機関等から聞き取りを実施して交付対象事業の目的と効果の検証を徹底して行っていくこととします。

建設事業費の抑制

建設事業には多額の費用を要することから地方債や国・県補助金等に財源を求めなければなりません。平成27年度までの期間においては、原則として有利な充当財源のない新たな建設事業を行わないものとします。

また、公共施設や道路・排水路等の改修工事、防災対策についても計画的に進めていかなければなりません。その中でも償還条件の有利な地方債や補助率の高い補助金・交付金等を十分に活用するものとし、一方では、有利な充当財源のない新たな事業については基本的に建設事業以外のものであっても実施しないものとします。

特別会計の健全化

公営企業会計の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計については、それぞれの経営健全化計画に基づいて中長期的収支を見通した中で、一般会計からの繰出金の減額と平準化を進めていきます。

また、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計についても、水道事業会計や病院事業会計と同様に、収支バランスが明確になる地方公営企業法を適用した会計制度に平成27年度までに移行します。将来的には、公営企業会計の4特別会計についてそれぞれが独立採算の可能な事業運営を目指していきます。

(2) 改善後の財政推計

(1)の取組みから、歳入では町税、歳出では人件費、投資的経費及び物件費の基準推計値(6~7ページ)を次のとおり改善します。

町税：基準推計値から更に3%の増	人件費：基準推計値から更に2%の減
投資的経費：基準推計値から更に3%の減	物件費：基準推計値から更に5%の減

歳入歳出の個々の数値は概形数値となりますが、最終的には個々の積み上げによって、平成25年度から平成27年度までの各年度の決算を実質収支額2億円超の黒字とします。

また、各年度の2億円超の剰余金については将来負担の軽減を図るための地方債等の繰上償還に充当します。

その結果、地方債残高の平成27年度末の推計値は、平成24年度末の143億3百万円から5億1千5百万円減額の137億8千8百万円でしたが、更に6億2千4百万円の減額を追加して、平成27年度末には131億6千4百万円まで引き下げていきます。

なお、基金については、原則として総額30億円を維持していくものとします。

歳 入 (単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町 税	2,356,000	2,316,000	2,274,000
譲与税・交付金	446,396	440,934	435,745
地方交付税	4,195,169	4,103,865	4,116,580
使用料・手数料	178,622	179,700	179,053
国 県 支 出 金	1,009,162	1,336,628	1,314,545
繰 入 金	551,076	164,628	158,833
地 方 債	1,105,600	1,038,600	1,278,900
そ の 他 歳 入	161,015	161,469	161,658
歳 入 合 計	10,003,040	9,741,824	9,919,314

歳 出 (単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
義 務 的 経 費	4,367,783	4,270,093	4,186,158
人 件 費	1,809,000	1,816,000	1,793,000
扶 助 費	944,051	952,383	947,111
公 債 費	1,614,732	1,501,710	1,446,047
投 資 的 経 費	917,000	754,000	959,000
物 件 費	1,302,000	1,306,000	1,306,000
繰 出 金	1,165,861	1,173,885	1,194,571
補 助 費 等	1,552,019	1,547,351	1,564,698
そ の 他 歳 出	495,527	490,047	487,569
歳 出 合 計	9,800,190	9,541,376	9,697,996

歳入歳出差引額 (歳入 歳出) (単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基 準 推 計 値	△447	2,973	20,173
改 善 後 推 計 値	202,850	200,448	221,318

地方債残高 (単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基 準 推 計 値	14,303,153	14,006,919	13,751,371	13,788,692
改 善 後 推 計 値	14,303,153	13,804,069	13,348,073	13,164,076

6 おわりに

本町の将来ビジョンでは歳入規模が80億円までに縮小します。従って、本町の歳出規模についても、現在の100億円超から80億円に縮小していかなければなりません。そのことが近い将来に迫っていることは、6ページの財政推計からも明らかです。また、本町では現在140億円を超える地方債残高を抱えています。できるだけ償還の速度を速めて、地方債残高を引き下げなければなりません。この2つの財政ミッションに対する視点を基本とした上で、本町が今後3年間に取り組むべき行動指針を本計画に示しました。

計画の内容は、予測される基準推計値から、町税の数パーセントの増額と歳出の数パーセントの削減を実現して、3年間の総額で6億円を超す剰余金を生み出すことです。それを財源に繰上償還を実施して地方債残高の減少の速度を多少とも早めていくことです。予定した以上に地方債残高を引き下げ、その結果から財政指標の改善を図るものです。

しかし、基準推計値そのものが厳しい限界数値で算定していることから、計画どおりに進めていくことは決して容易なことではありません。6億円超の剰余金を実現するためには、可能な限りの「歳入の確保と歳出の削減」に対して組織一丸となって、これまで以上に厳しく取り組んでいかなければなりません。

また、計画期間中には、財政健全化に向けて全職員が日々努力すると同時に、行財政運営の転換期となる平成28年度以降に向けた今後の行財政運営のあり方について、継続した更なる検討を重ねていくものとします。本計画を、その次期路線（第3次財政健全化計画）の方向性を決める重要な布石といたします。

卷 末 資 料

財 政 用 語 の 解 説

用 語	説 明
財政健全化法	地方公共団体の財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）の公表の制度を設け、１．実質赤字比率、２．連結実質赤字比率、３．実質公債費比率、４．将来負担比率に応じて健全化のための計画策定や行財政上の措置が講ぜられることを目的に平成１９年に制定されたもの。
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を除いたもの。
実質収支	形式収支から年度内に終了しなかった工事などに対する翌年度へ繰り越すべき財源を除いたもの。
地方交付税	<p>地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税５税の一定割合の額（所得税の３２％相当額、酒税の３２％相当額、法人税の３４％相当額、消費税の２９．５％相当額及びたばこ税の２５％相当額の合計額）を、国が地方公共団体に対して交付するものである。地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区別され、その比率は９４対６とされている。</p> <p>普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合にその超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映することができなかった特別な事情を考慮して交付されるもの。</p>
基準財政収入額	<p>基準財政収入額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入（税交付金を含む。）を一定の方法によって算定した額の合計額をいう。</p> <p>具体的には、基準税額（標準税率の１００分の７５）をもって算定した法定普通税の収入見込額、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金の収入見込額の１００分の７５の額、地方譲与税の収入見込額、基準税率（１００分の７５）をもって算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額、交通安全対策特別交付金の収入見込額の合計額をいう。</p>
基準財政需要額	<p>基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。</p> <p>地方公共団体が実際に支出した額又は支出しようとする額ではないことに注意しなければならない。</p>

公 債 費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金の利息のこと。
合 併 特 例 債	合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債のことをいう。合併年度及びこれに続く10年間に限られていたが、東日本大震災により被災市町村は10年間、それ以外の市町村は5年間延長された。合併特例債によって充当できるのは、対象事業費のおおむね95%で、さらに元利償還金の70%が基準財政需要額に理論的に算入される。
臨時財政対策債	<p>地方財源の不足に対応するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて平成13年度から地方財政法第5条の特例債（臨時財政対策債）として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度、地方交付税基準財政需要額に全額算入されることになっている。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うことになっている。</p>
義 務 的 経 費	<p>性質別経費のうち義務的、非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費をいう。</p> <p>職員給与等の人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないし、扶助費は生活保護費等をはじめ法令の規定によって支出が義務付けられている。また、公債費は町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額である。</p>
投 資 的 経 費	投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から成っている。
経 常 収 支 比 率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、繰出金、維持補修費等のように容易に縮減することができない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。経常収支比率は、次の算式によって求められる。</p> $\{ (\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}) / (\text{歳入総額のうち経常的一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \} \times 100 (\%)$
標 準 財 政 規 模	その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な経

	<p>常的一般財源の総量を示すものである。</p> <p>次の計算方法によって算定されたものをいう。</p> <p>標準税収入額等 + 普通交付税額</p> <p>標準税収入額等 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金</p>
起債制限比率	<p>起債制限比率(地方債許可制限比率)は、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合(地方交付税が措置されるものを除く。)の過去3年間の平均である。平成17年度まで地方債の許可制限の基準として用いられていた。</p> <p>平成18年度からは代わりに実質公債比率等が用いられることとなり、起債制限比率は、今後使われなくなる可能性がある。</p>
実質公債費比率	<p>平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして新たに設けられた指標である。</p> <p>地方税、地方交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税で措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値である。</p> <p>実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、早期健全化基準である25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、財政再生基準である35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債額(地方債やリース等)の残高が、町の標準的な収入(標準財政規模)に対する割合が将来負担比率です。</p> <p>負債額が標準財政規模の何年分かがわかる。</p> <p>将来負担額 - (充当可能基金 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) / 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p> <p>この数値が高いと、今後公債費などの増大により財政運営が圧迫される可能性が高くなり、さらに、早期健全化基準である350%以上の団体は国の監視のもと、財政再建を進めていくことになる。</p>

公債費比率	<p>標準的に収入し得る一般財源に占める公債費の割合である。この比率が高いほど、公債費の増加が将来の住民の負担を強いることとなり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することになる。</p> <p>次の算式によって求められる。</p> $\left[\left\{ \text{地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く。）} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \right\} / \left(\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} + \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \right) \right] \times 100$ <p>(%)</p>
人件費	<p>職員等に対し支払われる一切の経費であり、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。</p>
物件費	<p>経費の性質別区分の1つとして、主として人件費に対して用いられるもので、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。</p> <p>地方財政決算統計上は、賃金、旅費、交際費、需用費（ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。）役務費、備品購入費、委託料（反対給付のあるもので補助金的性格でないもの）、報償費（買上金に限る。）使用料及び賃借料並びに原材料費であり、消費的経費に属する。</p>
維持補修費	<p>維持補修費は、地方公共団体が管理する公共用又は公用施設の効用を維持するための経費をいう。通常、地方公共団体が所有する家屋、備品等の修理は、修繕費として歳出予算の需用費に計上される。</p>
扶助費	<p>生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。町が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。歳出予算に係る節の区分中の「20扶助費」から支出される経費をいう。</p>
補助費等	<p>町から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対し、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。</p> <p>主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金、補償補てん及び賠償金などが該当する。</p>

財政推計の方法

財政推計（6～8頁及び巻末別表）は、以下の方法と条件で行っています。

<歳入>

・町税

住民税は、平成23年度決算額を基に各年度の推計生産年齢人口を勘案し推計しています。法人税は、平成24年度予算額を計上しています。固定資産税・都市計画税は、平成23年度決算額に対し過去実績を勘案して推計しています。

・譲与税・交付金

自動車重量税交付金は、過去実績を勘案して推計しています。その他は、平成24年度予算同額を計上しています。

・地方交付税

基準財政収入額は、町税及び譲与税の推計値を基に推計しています。基準財政需要額は、平成24年度単位費用を据え置き、公債費推計値を加味して推計しています。

・使用料・手数料

幼稚園保育料は、推計対象年齢人口を勘案して推計しています。住宅使用料は、災害公営住宅及び公営住宅長寿命化計画を基に推計しています。そのほかは、平成24年度予算同額を計上しています。

・国県支出金

児童手当及び障害者扶助費等に係る分は、各年度の歳出推計額から推計しています。建設事業補助は、各年度の事業計画から勘案して推計しています。その他補助金は平成24年度の補助金額を定額で計上しています。

・繰入金

目的基金のみ対象事業に対し、繰入れすることで推計しています。平成25年度は、災害復興基金を繰入れていきます。

・地方債

各年度の事業計画から勘案して推計しています。臨時財政対策債は、普通交付税計算上の財源不足推計額に平成22年度から平成24年度までの係数を勘案して推計しています。

・その他歳入

分担金・負担金、財産収入、諸収入については過去の実績に基づき推計しています。

<歳出>

・人件費

平成24年度の普通会計職員数224人を基に、定員適正化計画の人数を勘案して推計しています。そのほかの人件費については、平成24年度当初予算額を基本として推計しています。

・扶助費

平成24年度当初予算額を基本とし、高齢者や児童手当の対象者の人口推計を勘案して推

計しています。障害者福祉分は、障害者福祉計画を基に推計しています。

- ・公債費

平成23年度まで借入れした地方債については、償還予定表の積み上げにより試算しています。平成24年度以降については、地方債予定額から償還額を推計しています。

- ・投資的経費

各年度の事業計画から建設事業費、災害復旧費を推計しています。

- ・物件費

平成24年度当初予算額を基本に今後の事業等を勘案して推計しています。

- ・繰出金

平成24年度当初予算額を基本とし、各特別会計及び企業会計の財政計画、又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計しています。

- ・補助費等

平成24年度当初予算額を基本に今後の事業等を勘案して推計しています。

- ・その他歳出（維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金）

維持補修費は、平成24年度当初予算額と同額を計上しています。積立金は、各年度の合併振興基金積立額と貸付基金の償還金の積立金を推計しています。

投資・出資・貸付金は、企業会計への経営計画等に基づき一般会計出資金を試算しています。そのほかは、災害援護資金、優良繁殖牛貸付金、奨学資金貸付金を勘案して推計しています。

財政推計表

(単位:千円)

歳入	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成19年度-平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成24年度-平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成28年度-平成33年度	合計
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	計	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	計	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	計	
1. 地方税	2,500,506	2,544,911	2,494,782	2,381,346	2,337,737	12,259,282	2,312,513	2,288,182	2,249,227	2,208,557	9,058,479	2,166,666	2,128,542	2,090,325	2,052,674	2,016,341	1,978,412	12,432,960	21,491,439
個人均等割	33,254	34,408	34,095	33,182	32,682	167,621	32,644	31,446	35,556	34,442	134,088	33,347	32,385	31,443	30,619	29,827	29,011	186,632	320,720
個人所得割	831,984	849,715	838,631	766,290	700,269	3,986,889	754,635	701,779	680,140	658,825	2,795,379	637,888	619,487	601,463	585,706	570,543	554,948	3,570,035	6,365,414
法人均等割	42,797	45,332	40,573	43,789	46,462	218,953	41,506	44,394	44,394	44,394	174,688	44,394	44,394	44,394	44,394	44,394	44,394	44,394	441,052
法人税割	106,360	94,587	93,440	61,348	65,898	421,633	71,991	39,707	39,707	39,707	191,112	39,707	39,707	39,707	39,707	39,707	39,707	39,707	429,354
固定資産税	1,171,419	1,211,248	1,185,563	1,167,112	1,154,448	5,889,790	1,085,057	1,128,548	1,115,876	1,106,351	4,435,832	1,095,781	1,085,389	1,074,489	1,060,786	1,047,527	1,033,385	6,397,357	10,833,189
国所有地等交付金	4,345	3,352	2,951	2,751	2,613	16,012	2,503	2,503	2,503	2,503	10,012	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503	2,503	15,018	25,030
軽自動車税	50,600	51,206	54,182	53,584	54,845	264,417	56,214	54,955	53,260	51,591	216,020	49,952	48,511	47,099	45,865	44,678	43,457	279,562	495,582
たばこ税	154,791	145,568	140,098	150,645	179,824	770,926	175,973	186,900	181,137	175,460	719,470	169,884	164,983	160,183	155,987	151,948	147,795	950,780	1,670,250
都市計画税	104,956	109,495	105,249	102,645	100,696	523,041	91,990	97,950	96,654	95,284	381,878	93,210	91,183	89,044	87,107	85,214	83,212	528,970	910,848
2. 地方譲与税・交付金	570,392	563,293	536,809	530,044	486,352	2,686,890	450,024	446,396	440,934	435,745	1,773,099	430,815	426,132	421,683	417,456	413,441	409,626	2,519,153	4,292,252
自動車重量税	153,653	160,120	143,718	135,250	121,767	714,508	115,000	109,250	103,788	98,599	426,637	93,669	88,986	84,537	80,310	76,295	72,480	496,277	922,914
地方道路譲与税(地方揮発油譲与税)	53,083	51,452	53,766	56,407	46,917	261,625	47,001	47,001	47,001	47,001	188,004	47,001	47,001	47,001	47,001	47,001	47,001	282,006	470,010
配当交付金	5,604	2,138	1,978	2,568	2,615	14,903	2,349	2,349	2,349	2,349	9,396	2,349	2,349	2,349	2,349	2,349	2,349	14,094	23,490
株式等譲渡所得割交付金	2,976	605	805	815	592	5,793	460	460	460	460	1,840	460	460	460	460	460	460	2,760	4,600
利子割交付金	8,690	9,052	7,558	6,928	5,113	37,341	4,999	4,999	4,999	4,999	19,996	4,999	4,999	4,999	4,999	4,999	4,999	29,994	49,990
地方消費税交付金	228,798	215,821	227,737	227,345	221,394	1,121,095	228,336	228,336	228,336	228,336	913,344	228,336	228,336	228,336	228,336	228,336	228,336	1,370,016	2,283,360
自動車取得税交付金	99,211	89,578	57,014	48,967	42,572	337,342	39,001	39,001	39,001	39,001	156,004	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	234,006	390,010
地方特例交付金	14,109	30,389	39,794	47,492	41,615	173,399	8,878	11,000	11,000	11,000	41,878	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	66,000	107,878
交通安全対策特別交付金	4,268	4,138	4,439	4,272	3,767	20,884	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,000	40,000
3. 地方交付税	3,458,302	3,589,396	3,649,952	4,017,068	5,660,210	20,374,928	4,237,131	4,195,169	4,103,865	4,116,580	16,652,745	4,132,506	4,066,809	3,987,081	3,892,829	3,751,848	3,669,231	23,500,304	40,153,409
普通交付税	3,056,722	3,231,582	3,392,167	3,729,358	5,980,617	17,390,446	3,927,519	3,995,169	3,937,865	3,983,580	15,844,133	3,999,506	3,933,809	3,854,081	3,759,829	3,618,848	3,536,231	22,702,304	38,546,437
特別交付税	401,580	357,814	257,785	287,710	1,679,593	2,984,482	309,612	200,000	166,000	133,000	808,612	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	133,000	798,000	1,606,612
4. 分担金・負担金	18,072	10,475	8,279	7,140	8,212	52,178	7,212	7,212	7,212	7,212	28,848	7,212	7,212	7,212	7,212	7,212	7,212	43,272	72,120
5. 使用料・手数料	190,215	188,996	185,876	190,403	191,302	946,792	178,054	178,622	179,700	179,053	715,429	178,212	182,453	191,486	193,839	199,088	200,575	1,145,653	1,861,082
保育所保育料	35,802	34,331	36,190	38,765	41,226	186,314	39,653	39,653	39,653	39,653	158,612	39,653	39,653	39,653	39,653	39,653	39,653	39,653	237,918
幼稚園使用料	35,340	33,078	33,595	32,710	30,965	165,688	35,844	34,687	34,040	33,393	137,964	32,552	31,840	31,451	30,804	30,351	29,963	186,961	324,925
住宅使用料	60,547	60,185	57,729	59,443	60,018	297,922	55,288	57,013	58,738	58,738	229,777	58,738	63,691	73,113	76,113	81,815	83,690	437,160	666,937
その他	58,526	61,402	58,362	59,485	59,093	296,868	47,269	47,269	47,269	47,269	189,076	47,269	47,269	47,269	47,269	47,269	47,269	283,614	472,690
6. 国庫支出金	629,756	423,282	1,257,118	959,072	1,825,338	5,094,566	2,213,427	575,107	899,803	877,963	4,566,300	567,459	1,080,731	747,476	816,498	493,198	622,371	4,327,733	8,894,033
扶助費分	161,013	90,526	177,242	412,589	458,676	1,300,046	395,910	465,533	468,177	463,580	1,793,200	460,848	457,604	453,233	451,259	447,806	445,516	2,716,266	4,509,466
建設事業費分	219,326	71,956	7,370	256,922	10,999	566,573	1,219,995	75,680	405,060	387,817	2,088,552	80,045	596,561	267,677	338,673	18,826	150,289	1,452,071	3,540,623
その他	249,417	260,800	1,072,506	289,561	1,355,663	3,227,947	597,522	33,894	26,566	26,566	684,548	26,566	26,566	26,566	26,566	26,566	26,566	159,396	843,944
7. 県支出金	430,438	361,538	414,129	456,739	968,158	2,631,002	742,890	434,055	436,825	436,582	2,050,352	425,362	425,391	425,232	425,491	425,502	425,718	2,552,696	4,603,048
扶助費分	100,542	92,165	98,242	109,091	120,167	520,207	160,037	176,958	179,728	179,485	696,208	168,265	168,294	168,135	168,394	168,405	168,621	1,010,114	1,706,322
建設事業費分	56,490	1,353	959	998	12,928	72,728	193,450	1,590	1,590	1,590	198,220	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590	9,540	207,760
その他	273,406	268,020	314,928	346,650	835,063	2,038,067	389,403	255,507	255,507	255,507	1,155,924	255,507	255,507	255,507	255,507	255,507	255,507	1,533,042	2,688,966
8. 財産収入・寄附金	20,658	34,175	39,748	22,397	136,896	253,874	32,807	13,186	13,186	13,186	72,365	13,186	13,186	13,186	13,186	13,186	13,186	79,116	151,481
9. 繰入金	367,201	349,068	57,561	54,798	204,315	1,032,943	424,211	551,076	164,628	158,833	1,298,748	63,732	43,732	41,589	38,332	35,150	25,332	247,867	1,546,615
うち財調基金から	108,134	195,692	0	0	0	303,826	86,813	0	0	0	86,813	0	0	0	0	0	0	0	86,813
うち減債基金から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 諸収入	131,704	142,264	186,594	174,719	330,068	965,349	155,982	140,617	141,071	141,260	578,930	141,260	155,444	169,776	174,889	180,305	187,007	1,008,681	1,587,611
11. 繰越金	109,011	68,412	130,097	146,253	285,198	738,971	790,802	0	0	0	790,802	0	0	0	0	0	0	0	790,802
12. 地方債	1,145,200	1,055,300	1,161,400	2,871,400	858,246	7,091,546	1,732,800	1,105,600	1,038,600	1,278,900	5,155,900	590,700	1,084,600	790,800	861,500	532,300	657,600	4,517,500	9,673,400
臨時財政対策債	338,000	317,000	492,000	657,000	514,000	2,318,000	498,500	520,000	512,000	518,000	2,048,500	525,000	526,000	525,000	522,000	513,000	507,000	3,118,000	5,166,500
合併特例債	688,200	635,300	569,400	1,547,800	129,600	3,570,300	782,500	365,300	324,300	296,200	1,768,300	0	0	0	0	0	0	0	1,768,300
一般公共事業債ほか	119,000	103,000	100,000	666,600	214,646	1,203,246	451,800	220,300	202,300	464,700	1,3								